

## 医科点数表等に規定する回数を超えて行う医療行為に関する選定療養費

「選定療養」とは、患者様が自ら希望して選択し、別途に費用負担をすることで受けられることが出来る追加的な医療サービスのことです。

当院では令和5年12月より関東信越厚生局に届出を行い、医科点数表等に規定する回数を超えて行う医療行為を選定療養費として設定させて頂いております。

ご希望される場合には医師・スタッフにご相談頂き、検査・リハビリテーションに係る選定療養費をご利用頂く際は、「選定療養費に係る同意書」を提出して頂きます。

### ●リハビリテーションの選定療養対象：

標準算定日数または1日の上限単位数を超えてリハビリテーションを行うことで患者様の治療に対する意欲を高める必要がある場合に限る

### ●検査の選定療養対象：

病名確定までに定められた保険適応回数を超えて検査を実施することで、患者様の不安を軽減する必要がある場合に限る

・ 心大血管リハビリテーション料（Ⅰ）	20分につき	2,255円
・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	20分につき	2,200円
・ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）	20分につき	1,606円
・ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	20分につき	1,683円
・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	20分につき	1,925円
・ 癌胎児性抗原（CEA）	1回につき	1,089円
・ $\alpha$ -フェトプロテイン（AFP）	1回につき	1,111円
・ 前立腺特異抗原（PSA）	1回につき	1,364円
・ CA-19-9	1回につき	1,364円